

—☆☆☆CONTENTS☆☆☆—

【1】京都府生涯現役クリエイティブセンター「令和 7 年度前期リカレント研修」受講生を募集！

【2】働く・雇う時に必要なワークルールを学びましょう！

【3】改正育児・介護休業法が 4 月 1 日から段階的に施行されます

◇◆京都府職員おすすめスポット Vo. 13◆◇

【1】京都府生涯現役クリエイティブセンター「令和 7 年度前期リカレント研修」受講生を募集！

スキルアップやキャリアチェンジ等、次のステップを見据えた「学び直し」のプログラムを提供。令和 7 年度前期研修は、ミドルシニアが新たな生き方を学べるコースや地域課題解決を目指すソーシャルビジネスにまつわるコースを新設。締切りは 5 月 30 日（金）まで。

<https://recurrent-kyoto.com/news/3475/>

【2】働く・雇う時に必要なワークルールを学びましょう！

これからアルバイトを始める学生や就職を控える学生、既に働いている方、従業員を雇用する事業者の方々に、これだけは知っておいてほしいワークルールの基本的な知識をまとめた動画や冊子を作成しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/workrule.html>

【3】改正育児・介護休業法が 4 月 1 日から段階的に施行されます

2025 年 4 月施行の改正育児・介護休業法では、①子の看護休暇の見直し、②所定外労働の制限の対象拡大、③育児休業取得状況の公表義務適用拡大等の改正が行われています。事業者の皆様は改正内容を理解し、適切に対応いただくようお願いいたします。

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

◇◆京都府職員おすすめスポット Vo. 13◆◇

「京都の労働メールマガジン」を最後までお読みいただきありがとうございます。
京都府職員が月替わりで、京都のおすすめスポットを紹介するコーナーです！

今回ご紹介するのは、昨年 10 月に宇治市にオープンした任天堂ミュージアムです。

体験展示では、館内のみで使える「コイン」を使って様々なゲームの体験ができ、展示の間にはカフェで食事をとりながらひとやすみ。カフェ「はてなバーガー」では、オリジナルハンバーガーを作るほか、スペシャルドリンクやスイーツも堪能でき、大人から子供まで楽しい一日を過ごせること間違いなし！

発行者：京都府商工労働観光部 労働政策室

電話：075-414-5088

メール：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等にご遠慮願います。